

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
津山市	津山西地区	令和3年3月31日	令和6年3月31日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	564ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	293ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	161ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	76ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	30ha
(備考) 転出して長い者、法人等組織が該当する年齢不明の農地面積がおおよそ1ha存在する。	

注1:④についてはR5年度までの中心経営体に登録があったもののデータになります。

## 2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、津山西地区では46ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- 担い手について  
(一方以外の地区)  
地域の話合いの結果に従うことを基本方針とする。
- (一方地区)  
農地所有者は、原則として農地を既存の営農組織や農業法人に貸し付ける、または自身を含めた地域内の住民のみで耕作を続けることを基本方針と想定している。
- 作物の作付について  
(津山口、井口以外の地区)  
地域の話合いの結果に従う事を基本方針とする。
- (津山口)  
地区全域で水稻を作付けすることを基本方針として想定している。
- (井口地区)  
地区全域で水稻を作付けすることを基本方針に想定しているが、同時に農地の借り手次第とも考えている。
- 基盤整備について  
(一方、津山口、井口以外の地区)  
地域の話合いの結果に従う事を基本とする。
- (津山口)  
基盤整備は行わず、現在の状態を維持することを基本方針として想定している。
- (井口)  
現状基盤整備については考えておらず、その時になって考えると回答を保留している。

注1:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 対象地区内において今後中心となる経営体への農地の集約化に関する方針

今後中心となる経営体の地域における現状

①地区内の耕地面積	564ha	
②アンケート回答面積	293ha	51.95%
③60歳未満の農業者の耕作面積	18ha	6.14%
④60歳以上で後継者が60歳未満の農業者の耕作面積	97ha	33.11%
⑤今後中心となる経営体の耕作面積(③+④)	115ha	39.25%

※割合はアンケート回答面積を分母で計算したもの

■担い手について

(一方以外の地区)

地域の話合いの結果に従う事を基本方針とする。

(一方地区)

農地所有者は、原則として農地を既存の営農組織や農業法人に貸し付けることを基本方針とし、場合によっては自身を含めた地域内の住民のみで耕作を続けることとしている。

■作物の作付について

(神戸、一方、津山口、井口以外の地区)

地域内の話合いの結果に従う事を基本方針とする。

(神戸地区)

地区全域で水稻を作付、もしくは地域内の話合いの結果に従った作物の作付を基本方針として想定している。

(一方地区)

地区全域で水稻を作付することを基本方針とするが、状況に応じて行政、JAなどの土地利用型作物を作付し、山側では園芸作物に転換を進める。

(津山口地区)

地区全域で水稻を作付することを基本方針とする。

(井口地区)

地区全域で水稻を作付することを基本方針としながら、同時に作付に関しては借り手に任せるとの意向も示している。

(種地区)

地区全域で土地利用型作物での転作(麦、飼料作物など)を基本方針と想定し、状況に応じて地域内の話合いの結果に従った作付を行うとしている。

■基盤整備について

(平福、中島、一方、津山口、井口以外の地区)

地域の話合いの結果に従う事を基本方針とする。

(平福、中島地区)

基盤整備は行わず、現在の状態を維持することを基本方針とするが、状況によっては地域内の話合いの結果に従うとしている。

(一方地区)

基盤整備は行わず、現在の状態を維持することを基本方針とするが、同時に農地の大区画化・汎用化の基盤整備を行い、中心経営体に農地を集約するという意向も少なくない。

(津山口地区)

基盤整備は行わず、現在の状態を維持することを基本方針としている。

(井口地区)

現状、基盤整備について考えてはおらず、その時になったら考えるという意向が強い。

5 3並びに4の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、1,528筆、135.07haとなっている。

■農地中間管理機構の活用方針

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付希望数(筆)	貸付面積(ha)
1	二宮	128筆	8.89ha
2	院庄	194筆	14.93ha
3	神戸	29筆	2.15ha
4	戸島	53筆	4.09ha
5	福田	83筆	4.65ha
6	高尾	81筆	4.40ha
7	皿	45筆	3.40ha
8	平福	29筆	2.12ha
9	中島	35筆	2.94ha
10	一方	43筆	2.80ha
11	津山口	3筆	0.29ha
12	井口	3筆	0.14ha
13	種	86筆	4.35ha
14	上田邑	479筆	51.35ha
15	下田邑	237筆	28.57ha
	合計	1,528筆	135.07ha